

令和 2 年 9 月 4 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 0 5 号	黒髪 3 丁目	中央区黒髪 3 丁目 2 2 5 番 3	地先	
	第 1 2 号線	中央区黒髪 3 丁目 2 4 7 番	地先	
議第 2 0 6 号	龍田 8 丁目	北区龍田 8 丁目 1 2 8 8 番 6	地先	
	第 5 号線	北区龍田 8 丁目 1 2 8 9 番 4	地先	
議第 2 0 7 号	新生 1 丁目	東区新生 1 丁目 2 1 1 番 2	地先	
	第 2 6 号線	東区新生 1 丁目 2 1 1 番 1 0	地先	
議第 2 0 8 号	山ノ神 1 丁目	東区山ノ神 1 丁目 3 2 7 1 番 1 1	地先	
	第 4 号線	東区山ノ神 1 丁目 3 2 7 1 番 1 6	地先	
議第 2 0 9 号	城山半田 2 丁目	西区城山半田 2 丁目 8 4 番 5	地先	
	第 6 号線	西区城山半田 2 丁目 6 7 番 1	地先	
議第 2 1 0 号	池上町	西区池上町 1 1 4 5 番 2	地先	
	第 5 3 号線	西区池上町 1 1 3 5 番 8	地先	
議第 2 1 1 号	小山 7 丁目	東区小山 7 丁目 1 6 0 8 番 5	地先	
	第 8 号線	東区小山 7 丁目 1 6 0 8 番 9	地先	
議第 2 1 2 号	小山 7 丁目	東区小山 7 丁目 1 5 6 3 番 1	地先	
	第 9 号線	東区小山 7 丁目 1 5 9 5 番 8	地先	
議第 2 1 3 号	戸島 2 丁目	東区戸島 2 丁目 3 6 0 3 番 1 9	地先	
	第 1 号線	東区戸島 2 丁目 3 6 0 3 番 7	地先	
議第 2 1 4 号	梶尾町	北区梶尾町 1 4 1 6 番 2 2	地先	
	第 1 1 0 号線	北区梶尾町 1 4 1 6 番 3 3	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第215号	梶尾町	北区梶尾町1416番27	地先	
	第111号線	北区梶尾町1416番32	地先	
議第216号	四方寄町	北区四方寄町554番8	地先	
	第37号線	北区四方寄町554番6	地先	
議第217号	今町	南区今町181番10	地先	
	第2号線	南区今町181番14	地先	
議第218号	銭塘町	南区銭塘町1770番12	地先	
	第21号線	南区銭塘町1758番1	地先	
議第219号	上杉	南区富合町上杉236番5	地先	
	第6号線	南区富合町上杉273番8	地先	
議第220号	清藤	南区富合町清藤434番3	地先	
	第22号線	南区富合町清藤434番5	地先	
議第221号	清藤	南区富合町清藤434番17	地先	
	第23号線	南区富合町清藤434番4	地先	
議第222号	清藤	南区富合町清藤434番18	地先	
	第24号線	南区富合町清藤436番1	地先	
議第223号	清藤	南区富合町清藤434番23	地先	
	第25号線	南区富合町清藤434番28	地先	
議第224号	清藤	南区富合町清藤434番34	地先	
	第26号線	南区富合町清藤434番38	地先	
議第225号	清藤	南区富合町清藤436番9	地先	
	第27号線	南区富合町清藤434番5	地先	
議第226号	积迦堂	南区富合町积迦堂747番	地先	
	第11号線	南区富合町积迦堂746番4	地先	
議第227号	廻江	南区富合町廻江691番10	地先	
	第14号線	南区富合町廻江691番5	地先	
議第228号	阿高	南区城南町阿高309番6	地先	
	第10号線	南区城南町阿高309番14	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第229号	舞原	南区城南町舞原247番9	地先	
	第43号線	南区城南町舞原252番8	地先	
議第230号	萩原町	中央区萩原町488番1	地先	
	第16号線	中央区萩原町496番2	地先	
議第231号	中原町	西区中原町638番2	地先	
	第45号線	西区中原町637番3	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望